

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から50年3月まで

私は、幼い子供二人を連れて前夫と別居し、収入も無く途方に暮れていたところ、昭和50年8月頃に現在の夫と知り合い、そのままA市にあった夫のアパートに転がり込んで同居するようになった。同年10月に前夫との協議離婚が成立したが、子供を連れ去られた上、前夫に復縁を迫られ付きまといわれていたため、夫と同居したまま、私の住民票だけをB市に住む夫の友人宅の住所に登録してもらっていた。

このような状況の中で、夫がその両親から国民年金の話聞いてA市役所へ相談に行くと、昭和45年8月まで遡って国民年金保険料を納付することができるのであったため、夫は、私の分は私を連れて二人でB市役所へ出向き、夫自身の分は夫一人でA市役所へ出向いて、それぞれの国民年金の加入手続を行うとともに、満額の年金を受給するために45年8月まで遡って保険料を一括して納付してくれた。それ以来、私の保険料は、昭和53年9月に正式に結婚し夫婦でC市に転居するまでの間、夫がその友人宅に送付されてくるB市の納付書で納付してくれていた。

また、その時から現在まで、私が毎年の各種保険料及び税金等の納付金額を記載してきたメモの冒頭に、夫の分は昭和44年から50年までの6年分として6万1,200円、私の分は45年から50年までの5年分として4万4,400円の国民年金保険料を同年12月に納付したことを記載しているため、当時、夫が私の分を含めて保険料を納付してくれたことは間違いない。

夫は昭和44年5月から全て国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在の申立人の夫と同居中に、夫が、申立人については当時の住民登録地であるB市役所において、夫自身についてはその居住地であるA市役所において、それぞれの国民年金の加入手続きを行い、申立人の分を含めて遡って国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人は、昭和50年11月にB市において旧姓で加入手続きが行われ、申立人の夫については、同年12月にA市において加入手続きが行われていることが、それぞれの国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況及び所持する年金手帳等により確認できる上、当時は特例納付が可能な時期であることから、申立内容と符合するとともに、申立人及びその夫は共に、資格取得の要件を満たした日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、特殊台帳等により確認できる。

また、申立人及びその夫は共に、国民年金の加入手続きが行われた時点において現年度納付が可能な申立期間直後の昭和50年4月から60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において国民年金保険料を完納しており、この場合、申立人が53年9月に結婚し夫婦でC市に転居するまでのB市(住民登録のみ)における申立人の保険料は納付済みであることから、申立人の夫がその友人宅に送付されてくる同市の納付書で申立人の保険料を納付してくれていたとする申立内容を裏付けている。

さらに、申立人の夫は、昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料を特例納付実施期間中の同年12月19日に一括して納付していることが、申立人の夫から別途提出のあった国庫金領収証書により確認できることから、申立内容のとおり、満額の年金を受給することを目的に国民年金に加入し、保険料を納付してきたことがうかがえる。

加えて、申立人が所持する国民年金保険料額、国民健康保険料額、市民税額及び固定資産税額が記載されたメモを見ると、昭和50年から現在に至るまで、年度単位で各納付金額が詳細に記載されているなど、その内容に特段不自然な点は認められない上、当該メモの冒頭に記載された申立期間に相当するとみられる納付金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額とほぼ一致していることなどを踏まえると、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料についても同様に、特例納付等により一括して納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から5年9月まで
② 平成7年4月から同年10月まで

私は、結婚以降、夫の被扶養配偶者であったが、仕事に出るようになり収入が多くなったため、平成2年頃、夫から言われて市役所で国民健康保険の加入手続と国民年金の切替手続を行った。それ以来、それぞれの保険料は、市役所から送付されてくる納付書により毎月金融機関で納付してきた。

国民健康保険料は全て納付し、領収証書も保管しているので、国民年金保険料も一緒に納付しないはずがないと思っている。

国民年金保険料の当時の領収証書は、引っ越し等で無くしたのか残念ながら1枚も見当たらないが、申立期間①及び②が未納とされているので、納付記録がないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に当時の勤務状況及び生活状況等に関して詳しく事情を聴取したところ、勤務した会社が非常に忙しくなってきた頃で、子供も大きくなったので、朝早くから夜遅くまで仕事をする事が多く、保険料を振り込みに行けないこともあったとした上で、国民健康保険料は、納付が遅れると延滞金も納付しなければならないので毎月納付していた記憶はあるが、今となっては、国民年金保険料の納付については自信がないと陳述している。

また、申立期間①は3年間以上に及び、この間、金融機関を通じて毎月納付してきたとする保険料のうち、国民年金保険料の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、基本的に現年度

納付を主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間①直後の平成5年10月から申立期間②直前の7年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、これについても、申立人に改めて事情を聴取すると、過去に2回ないし3回、「え、こんな大金？」と思うほどの金額をまとめて納付したことを思い出したと陳述している。この場合、当該過年度保険料が納付された時点において、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付できなかった可能性が考えられる上、申立人が当該期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間①直後の平成5年10月以降、12年8月に申立人の夫の被扶養配偶者となり、第3号被保険者の資格を取得するまでの約7年間にわたり、申立期間②以外の国民年金保険料を完納しており、納付開始後における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は7か月間と短期間である上、前後の期間は過年度納付により納付済みとなっており、前述のとおり、申立人は、過去に2回ないし3回、国民年金保険料をまとめて納付した記憶を有することなどを踏まえると、申立人が申立期間②の国民年金保険料について過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成4年4月から8年3月まで大学に通っており、私の20歳以降における学生時代の国民年金保険料については、父が市役所で免除申請手続きを行ってくれていた。

免除期間に挟まれた申立期間の1年間だけが免除を認められず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の学生時代における国民年金保険料の免除申請手続きは、申立人の父親が行ってくれていたと申し立てていることから、父親に当時の事情について詳しく聴取したところ、申立人が20歳となった頃、申立人の納付書が送付されてきたが、申立人が当時大学生であったため、市役所で相談すると、学生免除制度があることを教えられたので、後日、父親自身の確定申告書控え及び申立人の学生証明書写しを添付して免除申請手続きを行い、その後は、申立人が平成8年3月に卒業し会社に就職するまで、市役所から言われるとおりに申請手続きを行ってきたとしているほか、申立期間について納付催告を受けた記憶はなく、納付催告があれば必ず市役所へ相談に行っているはずであると陳述するなど、これらの陳述内容に特段不自然な点はうかがえない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成5年9月28日に免除申請が行われ、同年9月から申立期間直前の6年3月までの保険料が免除承認されていることから、申立人が20歳の頃に免除申請したとする申立人の父親の陳述内容と符合するとともに、申立期間直後の7年4月から申立人が大学を卒業した8年3月までの免除期間についても、7年5月16日に適時に免除申請していることが確認できる。

さらに、申立人の父親は、昭和 52 年 3 月に会社を退職して以降、60 歳期間満了まで国民年金保険料を完納しており、年金制度に対する関心の高さがうかがえる上、申立期間は申請 1 回分の 1 年間と短期間であるとともに、その前後の期間は免除期間であることなどを踏まえると、申立期間についても申立人の父親が免除申請していたものと考えるのが自然であり、父親から提出のあった申立期間及びその直後における免除期間のそれぞれ前年である平成 5 年分及び 6 年分の確定申告書控えを見ると、所得金額がほぼ同じ金額であることから、申立人の父親の所得を理由として申立期間の保険料が免除承認されなかったことも考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から58年12月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和53年4月から父が経営する会社に勤務するようになったので、その時に国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替により納付していた。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金に加入したとする約7年後の昭和60年12月になって職権により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿等により確認できるとともに、その4か月後の61年4月28日に、その時点で2年の時効成立直前の59年1月から60年3月までの1年分の国民年金保険料を一括して過年度納付していることが申立人のオンライン記録及び当時の住所地であるA市の国民年金被保険者名簿により確認できる。この場合、加入時期において申立内容と大きく異なる上、申立期間①は、当該過年度納付が行われた時点において、制度上、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を口座振替により納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①は5年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、銀行を通じて行われる口座振替による納付記録が連続して欠落することは

考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、国民年金に加入後は、国民年金保険料を口座振替により納付していたと申し立てているが、申立人には、上述のとおり、保険料を過年度納付した実績を有するとともに、当該納付が行われた昭和61年4月当時において、その直後の期間である申立期間②の保険料は、遡って納付することが可能である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間②直後の昭和61年4月から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得する平成19年7月直前までの約21年間にわたる国民年金保険料を口座振替により毎年前納していることが確認できることから、国民年金に加入して以降における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は1年間と短期間である上、その前後の期間は納付済みであることなどを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

私は、国民年金保険料の納付を妻に任せているが、妻によると、申立期間を含めて自身の保険料を納付できない時でも、私の保険料だけは全て納付したとしている。

申立期間が未納期間とされているのは納付できないので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号がその妻と連番で払い出された昭和 54 年 1 月以降、申立期間の 6 か月を除く国民年金の加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付を任されていたとする申立人の妻は、「自分自身の保険料については、納付の申請免除を受けたり、未納とした期間でも、申立人の保険料だけは自分自身の保険料納付に優先して全て納付した。」と強く主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻について申請免除期間又は未納期間となっている期間であっても、申立期間を除き、申立人は全て納付済期間であることが確認でき、申立人の妻の主張のとおり、申立人の妻が申立人の保険料納付を優先させたことがうかがえる。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、申立期間の始期である昭和 61 年 1 月の欄に、「現納交付」と記載されていることが確認でき、A 市によると、申立期間について納付書が発行されたものと考えられるとしていることから、申立人の国民年金保険料を優先して納付するその妻が、6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から50年3月まで
両親と共にB事業に就いていたおり、昭和49年3月頃、母親がA市役所で私の国民年金への加入手続をしてくれたと思う。
当時、両親は1年分の国民年金保険料を前納していたので、私の申立期間の保険料についても母親が納付書により納めてくれたのだと思う。
私に年金の大切さを教えてくれた両親が全期間を納付済みで未納がないのに、私についてだけ未納期間を残したままにしておくことは考えられない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立人に年金の大切さを教え、申立期間において申立人の保険料を納付したとしている申立人の両親についても、保険料の納付が始まった昭和36年4月から60歳に達するまでの期間の保険料を全て納付しており、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る加入手続が行われたのは昭和50年3月頃と推認され、この時点において、申立期間のうち、49年4月以降の期間については現年度納付により、同年3月については過年度納付により国民年金保険料の納付が可能な期間となる。

さらに、A市によると、昭和50年3月に加入手続を行った場合、49年4月から50年3月までの期間の現年度納付書を送付し、49年3月の過年度納付書についても要望があれば手書きで発行していた可能性は高いとしているところから、納付意識の高い申立人の母親がこれらの納付書により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和50年10月頃、翌年10月に結婚することが決まり、国民年金に加入していなかったため、すぐに加入手続を行ったと思う。加入当時の記憶は定かではないが、国民年金保険料は、私が納付した。

しかし、社会保険事務所（当時）で未納期間があると言われたが、申立期間は保険料の納付開始直後であり、結婚を控えてこれからという時期であるのに納付しないはずがない。証拠も無く、記憶も定かではないが、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録を見ると、昭和50年4月から平成16年8月までの国民年金の加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る加入手続は昭和50年11月頃に行われたものと推認され、申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間の前後の納付状況について、申立人に係るA市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表を見ると、加入手続が行われたと推認される昭和50年11月頃に、申立期間の直前期間9か月分の保険料が現年度納付され、直後の期間の保険料についても3か月分が定期的に現年度納付されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、加入直後で3か月と短期間である申立期間についても、申立人は、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

昭和36年頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母が私の保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたし、私自身も納付した記憶がある。

昭和41年に結婚後、A市に転居してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に納付していた。

特に、申立期間②の国民年金保険料については、夫が納付済みであるのに対し、私が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びB市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、国民年金制度の適用事務が開始された昭和35年10月1日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されていることから、国民年金制度発足当初に加入手続が行われたものと推認でき、この加入手続時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和36年4月以降、申請免除期間となる直前の平成3年9月までの国民年金被保険者期間において、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の母親及び申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①は3か月、また、申立期間②は12か月と、いずれも短期間である上、それぞれの前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなってい

る。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 36 年度に係る国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間①については、集金人に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が確認できないものの、i) 当該年金手帳は、昭和 37 年 2 月 23 日に再交付されたものであることが確認できること、ii) 申立期間①直前である 36 年 4 月から同年 12 月までの印紙検認記録欄に押された検認印の日付を見ると、再交付より前の 37 年 1 月 31 日であること、iii) 昭和 36 年度の印紙検認記録欄のみ、検認印の右下に職員のものと思われる認印が押されていることから、同年度の検認印については、国民年金手帳を再交付した際に再度押したものと考えられるところ、昭和 37 年 2 月に国民年金手帳の再交付を求めた時点で、申立期間①の保険料が未納であれば、これを未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間②についても、申立人が所持している昭和 42 年 11 月 21 日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間②である昭和 43 年度の印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が確認できず、また、申立人は、自身に係る過去の保険料を遡って納付したことははっきり覚えていないと陳述しているものの、上記国民年金手帳を見ると、申立期間②より前の期間である 41 年度の印紙検認記録欄についても検認印は確認できないが、当該期間の保険料を昭和 42 年 12 月 11 日に過年度納付したことを示す領収証書を所持しており、申立人が自身に係る過去の保険料を遡って納付したことは明らかであり、当時における未納解消の努力がうかがえる。

また、上記国民年金手帳を見ると、申立期間②直後の昭和 44 年度の国民年金保険料については、昭和 44 年 5 月 24 日以降、3 か月ごとに印紙検認されていることが確認でき、その際に申立期間②の保険料が未納であった場合、集金人がこれに気づき、納付を勧めた可能性は高く、納付意識の高い申立人が、昭和 41 年度の保険料と同様に、申立期間②の保険料についても過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

昭和46年12月又は47年1月頃、自分自身でA市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った際、申立期間を含む過去の国民年金保険料の納付書を発行してもらった。

当時は、子を妊娠中であったので、夫が、再度市役所に出向き、納付書を数枚に分割してもらい、そのうち、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を近くの銀行で納付してきてくれたはずである。

夫の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされている。

申立期間に係る国民年金保険料を、夫と同様に納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）において、昭和47年4月28日に、申立人の義母、夫及び義弟とともに払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間に係る申立人の夫の保険料は、納付済みとなっている。

なお、申立人を含む上記4人に対しては、昭和51年2月10日に、別の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、47年4月28日に払出しの手帳記号番号については、取消処理が行われている。

また、申立人は、国民年金保険料については、常に申立人の夫と一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録を見ると、確認できる夫婦の保険料の納付日等は、申立期間及び平成2年1月から同年5月までの5か月間を除き、全て一致しており、夫婦の保険料の納付を担っていたとする申立人の夫が、申立期間について、自身の保険料のみ過年度納付し、同様に過年度納付可能な申立人の保険料を納付せず放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社から同一企業グループのB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和55年8月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年11月、13年2月及び同年4月から同年7月までの期間は24万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の保険料控除額に基づく標準報酬月額より低額で記録されていることが分かった。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年11月、13年2月及び同年4月から同年7月までの期間は24万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの保険料を納付したとしていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月、同年12月、13年1月、同年3月及び同年9月については、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は15万円、18年7月14日は20万円、同年12月13日、20年7月9日及び同年11月15日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月13日
④ 平成20年7月9日
⑤ 平成20年11月15日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、平成17年12月9日は15万円、18年7月14日は20万円、同年12月13日、20年7月9日及び同年11月15日は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、

保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月9日、18年7月14日、同年12月13日、20年7月9日及び同年11月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年7月21日及び47年7月27日）及び資格取得日（昭和44年8月15日及び47年11月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和44年7月は4万5,000円、47年7月から同年10月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月21日から同年8月15日まで
② 昭和47年7月27日から同年11月3日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、退職することなく継続してA社に勤務していた。

申立期間②は、B組織への加入によりA社を解雇されていた時期であるが、昭和49年2月に和解が成立し、協定が締結されてこの期間の勤務が認められ、未払賃金の支払も受けた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月21日に資格を喪失後、同年8月15日に同社において資格を再取得しており、同年7月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、元従業員のうち二人は、「当該未加入期間も変わらず、C職として

勤務していた。申立人も同様である。勤務内容及び給与額に変化はなかった。」と陳述している。

さらに、別の元従業員一人は、「あっせん業者を通じて入社したが、申立期間当時にA社のD職に切り替わった。」と陳述しているところ、申立期間に加入記録の有る元従業員は、「自身は、あっせん業者を通じずに直接雇用された。」としていることから、D職の転籍に係る手続に際して、資格得喪日の誤りが生じたことも考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和46年7月4日に厚生年金保険被保険者資格を再取得し、47年7月27日に資格を喪失後、同年11月3日に同社において資格を再取得しており、同年7月から同年10月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人の元同僚から提出されたE資料によれば、申立人は、B組織に加入したことから、昭和47年7月に、他の従業員12人と共にA社を解雇されているが、解雇は無効であるとする裁判所による仮処分の決定及びその後の同社とB組織との和解により、49年2月15日まで同社に勤務し、同日付けで同社を退職したとされているところ、雇用保険の加入記録を見ても、申立人は、申立期間も雇用保険に継続して加入していることが確認できることから、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の和解において交わされた協定書を見ると、「A社は、B組織員に対する昭和49年2月15日までの健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、所得税及び市民税その他一切の公租公課金について、会社負担金はもちろん、労働者負担金について、会社が一切の支払をなすとともに、その事務処理を行うものとする。」とされ、さらに、「A社は、退職金及び解決金として、5,000万円を昭和49年2月15日限りB組織に一括して支払うものとし、各同組織員に対する配分については、同組織が一切を行う。」と約されている。しかし、前述のE記録によれば、A社は和解に至るまで申立人に対し給料の支払を行っておらず、そのために申立人は自己が負担すべき厚生年金保険料の控除も受けられないままに経過していたところ、当該和解により、同社が既往に遡って厚生年金保険料（会社負担分及び労働者負担分）を社会保険事務所に納付することとその手続をとることとなり、併せて解決金等の支払が定められていることから、当該解決金等の算定に当たっては、申立人に支払われるべき未払給与及びそこから申立人が本来負担すべき厚生年金

保険料の控除が含まれていると考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年7月及び47年7月から同年10月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成2年10月16日、資格喪失日は3年9月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月16日から3年9月6日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、別の氏名と生年月日によって勤務していたA社における申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、当時、「B」という名前で、年齢を5歳若く偽って、A社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に在職中の業務内容並びに複数の同僚の氏名及び役職を具体的かつ詳細に陳述しているところ、その内容は、これら同僚の陳述内容と符合しているなど、申立人の陳述内容には不自然な点はなく、信ぴょう性が高いと認められることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

一方、オンライン記録によると、申立人が申立期間において使用していた通称名である「B」及び生年月日「昭和19年*月*日」が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は平成2年10月16日、資格喪失日は3年9月6日）が確認できる。

また、申立人がA社の同僚であったとして名前を挙げた複数の者は、オンライン記録において、同社での被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人提出の自身の顔写真を同封し、上記同僚に事情照会したとこ

ろ、複数の同僚は、「写真に写っている人は、A社で勤務していた。」との陳述が得られたほか、このうちの一人からは、「当該人物はBさんと名のっていた。」との陳述が得られた。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は平成2年10月16日、資格喪失日は3年9月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該未統合の被保険者記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、6年10月から7年9月までは38万円、同年10月から9年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から14年1月1日までの期間及び17年7月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、9年10月から11年6月までは38万円、同年7月は36万円、同年8月から13年9月までは38万円、同年10月から同年12月までの期間及び17年7月は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年10月から13年12月までの期間及び17年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から18年7月1日まで

年金事務所の記録によると、A社における平成6年10月1日から18年7月1日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から9年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年10月から7年9月までは38万円、同年10月から9年9月までは41万円と記録されていたところ、8年12月16日付けで、6年10月に遡及して9万8,000円に減額訂正

されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正処理は、2度の定時決定（平成7年10月1日及び8年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成6年10月1日の随時改定が追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、当該遡及訂正処理について、事業主は、「平成6年から8年までの間に、会社の経営状態が悪化したことから、親族の標準報酬月額を遡って本来よりも低い額に変更する手続を行った。」旨陳述している。

なお、申立人はA社の事業主の子息であるが、同社の商業登記簿には申立人の氏名は見当たらないところ、事業主は、「遡及訂正処理が行われた時期は、息子（申立人）は30歳代前半とまだ若く、労働条件は他のB職と同じであったので、遡及訂正処理については関与させていなかったし、知り得る立場でもなかった。」旨陳述している上、同社が社会保険事務を委託していた当時の顧問社会保険労務士及び複数の同僚も同趣旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成8年12月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、6年10月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から7年9月までは38万円、同年10月から9年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から18年7月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿（平成11年、12年、13年及び17年）における保険料控除額から、平成11年1月から同年6月までの期間は38万円、同年7月は36万円、同年8月から13年9月までの期間は38万円、同年10月から同年12月までの期間及び17年7月は10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から11年1月1日までの期間については、源泉徴収票及び源泉徴収簿等の提出が無く、給与支給額及び保険料

控除額を確認できないが、当該期間の直前である9年9月の上記遡及訂正前の標準報酬月額が41万円であり、さらに、当該期間の直後である11年1月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社提出の「11年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」では38万円となっているところ、申立人は、「この頃は、前後の期間を通じて、業務内容等の変更はなかったと思う。」と陳述していることを踏まえると、当該期間については、38万円以上の給与が支給され、かつ、少なくとも38万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る「被保険者報酬月額算定基礎届」において、本来届け出べき報酬月額を意図的に引き下げて届け出たことを認めていることから、事業主は所得税源泉徴収簿等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年1月1日から15年1月1日までの期間については、給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料の提出が得られないため、申立人に対する給与支給額及び保険料控除額を確認することができず、また、同年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年7月1日までの期間について、A社提出の所得税源泉徴収簿（平成16年分から18年分まで）及び申立人提出の「15年分給与所得の源泉徴収票」を見ると、当該期間における給与支給額はオンライン記録を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、各月ともオンライン記録と一致している。

また、上記の平成14年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年7月1日までの期間について、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、平成14年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年7月1日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年8月1日から18年7月1日までの期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和48年10月26日)及び資格取得日(昭和48年12月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月26日から同年12月1日まで

私は、当初、B事業所D区域に出店していたC社に勤務していたが、同僚であった夫と結婚することになったため、B事業所のE職の勧めにより、A社に移籍し、B事業所F区域で勤務することとなった。

A社に移籍した後の昭和48年10月*日に結婚したものの、49年11月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、A社において、昭和48年4月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月26日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録及び関係者の陳述などから、申立人は、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間は、その前後の期間と同じ業務に従事し、勤務形態にも変更はなかった。また、給与も同じように支給され、厚生年金保険料も源泉控除されていた。」旨を具体的に陳述している。

さらに、A社の事務担当者からは、「申立人が結婚するに当たって、何らか

の事情により、社会保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまった可能性があるが、雇用保険の加入記録のとおり、申立人は、申立期間も継続して勤務していたので、保険料も継続して控除していたものと考えられる。」旨の回答が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月及び同年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の賃金台帳等が保存されておらず不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便を見ると、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 16 万円となっているが、当時の給与からは 22 万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた。

申立期間の給与支給明細書と会社から提供された賃金台帳を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年5月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額(41万円)よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成8年1月25日付けで、一旦、資格取得日(平成7年5月1日)に遡って24万円に減額訂正された後、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成8年5月1日)の8日後の同年5月9日付けで、再度、資格取得日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人のA社における離職前6か月間の平均報酬月額を雇用保険の受給記録から算出すると、遡及訂正前の標準報酬月額(41万円)に相当する41万4,540円である。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者であった二人(申立人を除く。)の標準報酬月額についても、申立人と同様に、2度にわたり資格取得日まで遡って減額訂正され、9万8,000円となっている。

さらに、商業登記簿の記録において、申立人がA社で役員に就任した記録は見当たらないほか、同社の経理担当者は、「申立人はB職であり、総務及び経

理関係の事務を担当したことはない。」と陳述している。

なお、年金事務所提出の不納欠損整理簿によると、A社は、平成13年12月時点で厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日及び同年5月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について7年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理は有効な記録の訂正であったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年5月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年11月1日に、資格喪失日に係る記録を48年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年8月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間に同事業所でB業務従事者として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年5月20日までの期間において、A社で勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、「従業員全員を正社員として採用していたので、試用期間は無く、申立人についても厚生年金保険に加入していたはずだ。」としているところ、同僚の一人も、「私は、入社後すぐに健康保険被保険者証をもらい、厚生年金保険にも加入していた。申立期間当時は派遣社員等の制度が無く、従業員は全員が正社員で、申立人も正社員であった。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が自身と同じB業務従事者であったとする同僚5人全員が、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11

月 1 日から 48 年 5 月 20 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ B 業務従事者で、昭和 47 年に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているものの、上記被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 11 月 1 日までの期間及び 48 年 5 月 20 日から同年 8 月までの期間については、申立人が当該期間に A 社で勤務していたことを、同事業所の事業主及び同僚から確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年10月は44万円、同年11月及び同年12月は47万円、15年1月は44万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は59万円、同年5月は44万円、同年6月は56万円、同年7月は59万円、同年8月は47万円、同年9月から同年12月までは50万円、16年1月は38万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は47万円、17年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は41万円、同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までは44万円、18年1月は38万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は47万円、19年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月から同年10月までは50万円、同年11月から20年1月までは47万円、同年2月及び同年3月は50万円、同年4月は53万円、同年5月は47万円、同年6月及び同年7月は53万円、同年8月は50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和30年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成14年10月1日から20年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低くされていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間当時の給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成14年10月は44万円、同年11月は47万円、16年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は47万円、17年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月は41万円、同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までは44万円、18年1月は38万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は50万円、同年12月は47万円、19年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月から同年10月までは50万円、同年11月及び20年1月は47万円、同年2月及び同年3月は50万円、同年4月は53万円、同年5月は47万円、同年6月及び同年7月は53万円、同年8月は50万円、同年9月は53万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年12月1日から16年2月1日までの期間、18年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び19年12月1日から20年1月1日までの期間については、給料明細書など保険料控除額を確認できる資料は無いが、申立人提出の預金通帳に記録されている給与振込額から報酬月額が推認でき、さらに、給料明細書のある前後の期間の保険料控除額が一定であることから、給料明細書の無い期間の保険料控除額も同額であったと考えられることから、14年12月は47万

円、15年1月は44万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は59万円、同年5月は44万円、同年6月は56万円、同年7月は59万円、同年8月は47万円、同年9月から同年12月までは50万円、16年1月は38万円、18年5月は41万円、同年11月は50万円、19年12月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても回答は得られないが、A社保管の被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給料明細書等により認められる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年6月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間当時に給与額が下がった記憶はないので、申立期間の標準報酬月額はそれまでと同じ53万円であるはずである。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、資格喪失日（平成6年6月16日）より後の平成6年7月12日付けで、5年10月1日に遡って44万円に引き下げられている。

しかし、申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「申立人の給与は、申立期間当時も、標準報酬月額の最高等級以上の額であった。」と陳述している。

また、商業登記の記録及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間においてはA社の代表取締役であったものの、遡及訂正処理日の時点では既にその役職を退き、別の事業所で被保険者資格を取得しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成6年7月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を5年10月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成19年5月7日にA社に入社し、同年10月31日まで勤務していたが、同年10月の厚生年金保険の加入記録が空白とされている。

給料支払明細書も手元に残っており、平成19年10月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係るタイムカード、申立人提出の給料支払明細書及び事業主の陳述から、申立人が平成19年10月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を平成19年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が空白とされている。申立期間は、同社本社から同社C営業所に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和50年11月21日にA社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を社会保険事務所に対して納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 14 日から 41 年 5 月 27 日まで
A社に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和43年5月24日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社を退職してから約6か月後の昭和41年12月*日に婚姻し名字が変わっているにもかかわらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっていることから、申立人が自ら脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、同社を昭和52年1月31日付けで退職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年2月1日であるはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る在職証明書、社員カードの写し及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、「当社は、法にのっとりた事務処理を行っていたと思われるので、申立人についても勤務実態に沿った届出及び保険料控除を行っていたとは思う。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から7年6月10日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間の保険料額はそれ以前と同額だったので、当該期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額が、当初41万円と記録されていたところ、同年4月14日付けで、3年10月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の4人の役員についても、申立人と同日付けで、2人は平成3年8月1日に、他の2人は同年10月1日に遡り、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社の資金繰りは、悪化していた。」と陳述しているところ、B年金事務所は、「滞納処分票及び不納欠損決議書は廃棄済みあるが、不納欠損整理簿によるとA社は、平成5年度から同社が適用事業所ではなくなる9年度までの期間を通じて、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。」と陳述している。

加えて、商業登記の記録によれば、標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成5年4月当時、申立人はA社の監査役であったところ、申立人は、「私は社会

保険事務には関与していなかった。」旨の陳述をしており、ほかに申立人が社会保険事務及び遡及訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について、平成3年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年6月10日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により15万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

また、申立期間当時の代表取締役及び取締役からは、照会を行ったものの回答が得られず、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から9年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年6月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録によると、当初、26万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、4年4月1日に遡って14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社における被保険者のうち、申立人以外の14人についても、申立人と同様に平成5年3月1日付けで、4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

なお、不納欠損決議書によると、A社は、平成7年5月以降の保険料を滞納していることが確認できる。

一方、当時の事業主は既に亡くなっており、当該事実について確認できないものの、申立人提出の給与明細書によると、当該期間における給与支給額は、訂正前の標準報酬月額に相当する金額であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は14万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

次に、申立期間のうち、平成5年10月から9年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書によると、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月から8年9月までは20万円、同年10月から9年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元役員は事業主が亡くなっているため不明としているが、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録は長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年4月から同年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年7月31日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。給与明細書は無いが、退職するまで給与支給額に変更はないので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録によると、当初、申立人が主張する4年4月から同年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、4年4月1日に遡って18万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社における被保険者のうち、申立人以外の14人についても、申立人と同様に平成5年3月1日付けで、4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

なお、不納欠損決議書によると、A社は、平成7年5月以降の保険料を滞納していることが確認できる。

一方、当時の事業主は既に亡くなっており、当該事実について確認できないものの、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って訂正されている14人のうち、申立人と同職種の同僚を含めた3人の給与明細書を見ると、当該期間における給与支給額は、いずれも訂正前の標準報酬月額に相当する金額であったことが確認できることから、申立人の給与支給額についても訂正前の標準報酬月額に見合うものであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、4年4月から同年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

次に、申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を保有していないが、当該期間における上記同僚3人の給与明細書を見ると、遡及訂正前の当初決定されていた4年10月の定時決定と5年10月の定時決定における標準報酬月額のほぼ中間に相当する厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが確認できることから、申立人も、当該期間について、遡及訂正前の当初決定されていた4年10月の定時決定と5年10月の定時決定における標準報酬月額のほぼ中間に相当する保険料が控除されていたと認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月から7年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元役員は事業主が亡くなっているため不明としているが、上記同僚の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録は長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成20年9月24日は52万9,000円、同年12月26日は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月24日
② 平成20年12月26日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年9月24日は52万9,000円、同年12月26日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事

務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 9 月 24 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、47万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成20年12月25日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、47万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、47万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 20 年 12 月 25 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていないことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、47万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、57万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成20年12月25日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていないことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、57万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、38万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 20 年 12 月 25 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、38万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、57万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成20年12月25日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、57万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 20 年 12 月 25 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていないことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 20 年 12 月 25 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 25 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 20 年 12 月 25 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

当該事業所が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を行っていないことが分かったので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与集計表において確認できる保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年11月29日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月1日から20年11月29日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、A社のB課に正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年11月29日）が確認できる。

また、申立人は、A社での仕事内容、同社に関連する事件及び同社本社所在地区の状況等を具体的に陳述しており、当該陳述内容は、同僚の陳述及び文献の内容とも符合していることから、入社時期は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立てを行った当初から、「終戦前に召集され、昭和20年10月に復員した後にA社を退職した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年11月29日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、70円

とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年1月1日から20年4月1日までの期間について、A社の事業を承継しているC社は、「A社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、A社の同僚の名字のみしか記憶していないため、同社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認でき、所在が判明した16人に文書照会したものの、回答が得られた8人全員が「申立人のことを知らない。」旨回答しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、申立期間のうち、昭和18年1月1日から19年10月1日までの期間は、労働者年金保険法の適用期間であり、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者の対象とされていたところ、申立人は、「A社のB課にE職として勤務していた。」旨陳述している。

加えて、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法の適用準備期間であり、保険料の徴収が行われておらず、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない期間である。

なお、申立人は、「A社での在勤期間中に船上勤務を命ぜられ、D職として同社の船舶に乗ったことがある。」旨陳述しているため、申立人が船員保険に加入していた可能性についても検証したものの、申立人は、「A社には、船員としてではなく、地上勤務の社員として入社した。」旨陳述している上、照会への回答が得られた前述の8人のうち、F課に勤務していたとする1人は、「陸上勤務の社員が船上勤務を命じられることはあった。D職は、E職としてG業務を行っており、その身分は船員ではなかった。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和18年1月1日から20年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5980 (事案 4127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年頃に国民年金に加入し、店に来る集金人に3か月ごとに国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納付できないとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、納付を認められなかった。

しかし、私は、昭和37年又は38年頃だったように思うが、集金人から「満額をもらうために納付しておいた方がいい。」と言われ、納付書で国民年金保険料を納付したことを思い出した。その時、領収証書は手帳が届いたら貼っておくようにと言われたが、紛失してしまった。

もう一度、審議の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和39年5月25日付けで申立人の国民年金手帳が発行され、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日とも一致することから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられるとともに、同年金手帳の印紙検認記録欄には、申立期間の昭和36年度から38年度までの全ての期間にわたり、集金人に保険料を現年度納付していたことを示す検認印が認められない上、申立人は、当時において、集金人以外に保険料を納付した記憶も、過去の保険料をまとめて納付した記憶もないと陳述しており、ほかに納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、昭和 37 年又は 38 年頃に、集金人から言われて、納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したことなどを思い出したと主張し、当初の申立内容を一部変更しているが、申立人に係る国民年金の加入手続は、上述のとおり、39 年 5 月頃と推定され、制度上、加入手続前に保険料を納付することができないため、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年9月までの期間、4年1月、同年8月から同年10月までの期間及び5年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から3年9月まで
② 平成4年1月
③ 平成4年8月から同年10月まで
④ 平成5年4月から同年12月まで

私は、国民の義務として、国民年金の加入開始日に国民年金に加入し、その日から現在に至るまで、国民年金保険料は全て納付又は免除であり、未納月は無い。

A市役所で年金について担当者と話をした時に、担当者が私に、「うまいことする。」と約束し、「間違いなく満額である。」と明言したことが、その根拠である。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における第1号被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況等から、平成5年11月頃に加入手続が行われたものと推認され、申立人が資格取得の要件を満たした元年9月8日まで遡って第1号被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間①は、制度上、2年の時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②、③及び④について、申立人のオンライン記録によると、申立期間①直後の平成3年10月から現在まで、未納期間とされている申立期間②、③及び④並びに免除期間以外の期間は、全て具体的な納付年月日が確認できることから、適正に納付記録の管理が行われていることがうかがえる上、当該納付年月日を見ると、申立期間②、③及び④前後の期間の国民年金保険料については、ほぼ毎月、2年1か月後の時効成立直前になって過年度納付していることが確認できる。この場合、申立期間②、③及び④の保険料は、時効後納付により、制度上、納付できなかった可能性が考えられるほか、当該期間は合計13か月間に及び、この間、毎月過年度納付していたとみられる保険料の納付記録が、これほどの回数を連続して欠落することは、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていた当時の状況下においては考え難い。

また、申立期間当時における納付状況及び市役所担当者との話の経緯等について不明な点が多いことから、申立人に当時の事情を直接聞き取り調査する必要があるため、何度も電話連絡したが応答が無く、最終的に申立人から書面により、文書照会には応じるとの申出があったので、改めて確認事項を文書で照会したところ、申立人からの回答書には、当初における申立書の申立内容以外に新たな内容及び具体的な記述は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私は、昭和45年12月頃、A市役所で国民健康保険と国民年金に加入した。

国民年金保険料は、私が昭和51年4月に会社に勤務するようになるまで、夜間の大学に通い、昼間のアルバイトをしながらA市とその後の転居先であるB市で納付していた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和51年3月にB市から転居したC市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から転居後すぐに加入手続が行われたものと推定され、申立人が資格取得の要件を満たした45年12月26日まで遡って、国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日等により確認できる。この場合、申立人が加入手続を行ったとする場所及びその時期が申立内容と一致しないほか、当該加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、時効成立前の納付が可能な期間の大部分は、加入手続前の期間であり、国民年金保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、

納付催告を受けたことも、保険料を遡って納付した記憶もないとし、各市で「それぞれ所定の納付方法で納付した。」と陳述する以外に、申立人から申立期間当時の納付方法及び住所変更手続の状況について、具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録等により、申立人がよく漢字を間違われたとする「D」を含めた各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は5年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、しかも複数の行政機関を通じて納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から54年3月まで

私は、A市で結婚前の夫と同居していた頃、B市の実家の母から「たくさん国民年金の納付書が来ているよ。」と言われたので、その納付書を取り寄せ、夫に頼まれていた夫の国民年金保険料と一緒に私が二人分の保険料を金融機関でまとめて納付した。

納付金額は、はっきり覚えていないが、何十万円ぐらいだったと思う。

申立期間は夫が納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で結婚前の夫と同居していた頃、B市の実家から国民年金保険料の納付書を取り寄せ、夫の保険料と一緒に金融機関でまとめて納付したのに、申立期間は夫のみが納付済みであると申し立てている。

そこで、申立人の夫の特殊台帳を見ると、特例納付実施期間中の昭和55年3月に、申立期間を含む48年2月から54年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できるが、申立人は、申立人が納付したその夫の保険料が、特例納付制度を活用したものであることは知らなかったと陳述している上、申立人の夫から渡された夫の納付書については、夫は当時、夫の兄の住所であるD市に住民票を置いていたので、夫がその兄から受け取ったものではないかと思うと陳述していることから、申立人とは明らかに納付書の発行場所及び入手方法が異なっている。

また、申立人がその夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付するためには、社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納付書が必要であるところ、申立人は、自身で別途納付書を請求したことはなく、申立人が

実家から取り寄せたとする納付書の様式、枚数及び納付期間等についてもよく覚えていないと陳述している上、申立人の母親は既に亡くなっていることから、当該納付書の具体的な内容は不明であるものの、申立人の特殊台帳によると、申立人の夫の保険料を特例納付した昭和 55 年 3 月時点において、遡って現年度納付が可能な申立期間直後の 54 年 4 月以降の保険料を現年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、当該納付書は、B 市が発行した現年度保険料の納付書である可能性が考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月

私は、昭和51年10月に会社を退職したとき、両親から国民年金に加入するように言われていたので、すぐに、A市役所で国民年金の加入手続を行った。そのとき、窓口の職員に退職日を正確に伝えたはずなのに、資格取得日が同年11月1日になっていることが納得できない。

私は、国民年金保険料の納付は義務だと思っており、申立期間の保険料は銀行又は郵便局で納付した。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳及び検認記録簿の受付年月日を見ると、「52. 3. 23」の印字が確認できること、並びにオンライン記録の申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、申立人は昭和52年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、51年10月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、市役所窓口で、会社退職日を正確に伝えたはずであると申し立てしているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険手帳記号番号の記載はなく、国民年金手帳記号番号のみが記載され、国民年金の「被保険者となった日」の欄に昭和51年11月1日と記載されていることから、国民年金の加入手続時に、申立人が厚生年金保険の資格記録が記載された年金手帳等の関係書類を市役所窓口に提出していなかったため、市役所の窓口において、厚生年金保険の加入期間を確認できなかった可能性は否定できない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は昭和51年10月21日に厚生年

金保険被保険者資格を喪失し、前述の52年3月の国民年金の加入手続時点から遡って、51年11月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間である同年10月の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者台帳及び検認記録簿並びにB市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和51年11月1日になっていることから、国民年金の未加入期間である申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年2月まで

私は、昭和47年頃に、A市役所の職員から国民年金の任意加入について説明を聞いたので、その後、市役所で国民年金への任意加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃にA市役所で国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年7月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者である申立人は、同年6月18日を資格取得日として国民年金に任意加入した旨記載されていることが確認できることから、申立人はこの頃に任意加入手続を行ったと推認され、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は62か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年4月まで

国民年金の加入手続を自身でした明確な記憶はないが、最初に勤めた会社を辞めた後に何かの手続でA市役所へ行った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料については、その2週間ほど後に市役所から送られてきた国民年金の振込用紙により、最初の頃は1か月ごとに、後半になると3か月単位で農協又は郵便局で月額1万円ほどの保険料を納付した。当時は、1か月・3か月・6か月又は1年分など複数の期間で払い込める振込用紙が送られてきており、申立期間のうち、平成6年3月及び同年4月の保険料は厚生年金保険と重複して納めた記憶がある。

ところが申立期間の納付記録が一切無いのは納付できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の会社を辞めた後、何かの手続でA市役所へ行き、その2週間ほど後に国民年金の振込用紙が送られてきたので、これにより国民年金保険料を納付したとしているが、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を最初の頃は1か月ごとに、後半になると3か月単位の振込用紙により納付したとしているが、A市によると、

当時、3か月単位の納付書を発行していなかったとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5987

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年3月まで
私は昭和49年12月に退職し、翌年2月より姉の自宅で、自営業を始めた。その頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。母は既に亡くなっているため、詳細については不明だが、当時は、月々の生活費をまとめて渡し、役所関係の手続などは全て母に任せていたので、申立期間については私の保険料を納めてくれているはずである。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、当該名簿作成日欄にはゴム印で「54. 4. 28」と押されていることに加え、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月に払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認され、申立内容とは符合しない上、加入手続時点において申立期間の一部は、時効により納付することはできない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その双方を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付をめぐる状況は不明である。

加えて、申立人の母親が、申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から63年12月まで

平成元年1月頃、A市役所から国民年金保険料について未納期間があるとの連絡を受けたので、私の両親が、その後、同市役所で申立期間の保険料を納付書により一括納付してくれた。

納付をした母親に聞くと、一括納付した金額は約20万円で、父親の手持のお金と母親が家計をやりくりしたお金で納付したとのことである。

今となっては領収証書もないが、申立期間について、両親が一括納付したにもかかわらず、記録では未納期間とされていることには納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年1月頃、A市役所から国民年金保険料について未納期間があるとの連絡を受けたので、その後、申立人の両親が、申立期間に係る保険料を同市役所で一括納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から同年3月ごろと推認され、当該時点で申立期間直後の同年1月から同年3月までを含めた昭和63年度分は現年度納付が可能な期間であるところ、平成元年1月から同年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。この場合、加入手続が行われたものと推認される時点において、現年度納付が可能な当該期間を未納としたまま申立期間の保険料を一括納付したとするのは不自然である。

また、加入手続が行われたものと推認される時点で、申立期間の一部は過年度納付期間となるが、A市によると、申立期間の当時、市役所の窓口にお

いて過年度保険料を収納していなかったとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとしているその母親も、加入手続の状況及び納付書の入手方法等、申立期間の保険料納付について記憶が曖昧であり、加入手続の状況及び保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月及び同年9月、47年2月から同年5月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、52年9月から53年1月までの期間、同年3月から54年2月までの期間、同年10月から55年9月までの期間、56年1月から57年7月までの期間、58年5月から59年2月までの期間、同年9月から60年9月までの期間、61年7月から同年9月までの期間、62年4月から平成2年9月までの期間、3年6月から17年9月までの期間、18年3月から19年6月までの期間及び同年11月から22年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月及び同年9月
② 昭和47年2月から同年5月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和52年9月から53年1月まで
⑤ 昭和53年3月から54年2月まで
⑥ 昭和54年10月から55年9月まで
⑦ 昭和56年1月から57年7月まで
⑧ 昭和58年5月から59年2月まで
⑨ 昭和59年9月から60年9月まで
⑩ 昭和61年7月から同年9月まで
⑪ 昭和62年4月から平成2年9月まで
⑫ 平成3年6月から17年9月まで
⑬ 平成18年3月から19年6月まで
⑭ 平成19年11月から22年3月まで

昭和42年頃に、父がA市役所で、私の国民年金への加入手続をしてくれたと思うが、その後49年頃にも、自身で同市役所に出向き、手続を行った記憶がある。

各申立期間の国民年金保険料については、自身又は母が、納付書により金

融機関で納付していたはずである。また、納付書が無い場合は、市役所に向き納付したこともあったと思う。

各申立期間が未納及び未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和43年1月22日に払い出されており、また、49年6月4日にも、同市において、別の手帳記号番号が払い出されているところ、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、先に払い出された手帳記号番号により、42年7月から46年6月までの国民年金保険料を納付し、また、次に払い出された手帳記号番号により、49年4月から52年6月までの保険料を納付していることが確認できる。

なお、このうち、昭和46年5月、同年6月、51年7月から同年11月までの期間、52年2月、同年3月及び同年6月については、厚生年金保険被保険者期間との重複が判明したため、当該期間の国民年金保険料は還付されている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、上記の二つの国民年金手帳記号番号の払出時期から平成3年6月までの間において、国民年金と厚生年金保険との被保険者資格の得喪を、10数回にわたり繰り返しているところ、昭和52年9月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失以降の国民年金加入期間において、国民年金保険料の納付実績は全く認められず、14期間で合わせて28年6か月に及ぶ申立期間の国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い。

また、上記の昭和43年1月22日払出しの国民年金手帳記号番号によるA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、46年5月1日付けで国民年金被保険者資格の喪失が記録されて以降、資格取得の記録は無く、一方、49年6月4日払出しの別の手帳記号番号による被保険者名簿を見ると、同年1月2日付けで資格取得が記録されていることから、2回目の手帳記号番号の払出時期以前においては、申立期間①及び②は未加入期間であったと考えられ、また、オンライン記録を見ると、61年1月21日付けで、52年9月1日の国民年金被保険者資格の取得以降、59年4月10日の資格の喪失まで、厚生年金保険被保険者期間が判明したことに伴う国民年金被保険者資格の得喪が追加訂正されていることから、この訂正処理以前においては、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧を含む52年6月から59年8月までの期間についても連続した未加入期間であったと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和61年10月1日付けで国民年金被保険者の資格を喪失し、平成3年6月15日付けで、資格を取得するまでの間、取得履歴は認められないことから、申立期間⑩も未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人は、平成19年11月22日に、その時点で遡って納付可能な17年10月の国民年金保険料を過年度納付していることから、それより前の申立期間⑫については、時効により納付できなかった可能性を否定できない上、同年11月から18年2月までの保険料について、19年12月13日以降に継続して過年度納付しているところ、20年3月31日に社会保険事務所（当時）に対して、納付を継続していくことが困難である旨を相談していることが記録されていることから、申立期間⑬及び⑭の保険料については、納付できなかったものとするのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月から16年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から16年2月まで

会社を退職した翌月の平成15年9月に、A市役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったものの、しばらくは国民年金保険料を納付しなかった。

後日、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、お金を借りて、市役所窓口で6か月分ぐらいの保険料を一括で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未加入期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年9月に自身でA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書により、同市役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したはずであるとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に対しては、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成15年8月31日を国民年金被保険者資格の取得日として、16年2月24日に第1号・第3号被保険者の取得勸奨が行われていることが確認でき、この取得勸奨時点において、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認できる。

また、申立人に対しては、その後の平成17年2月22日にも未加入期間の国民適用勸奨が行われており、この勸奨時点においても、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認できる上、当該勸奨時点では、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、仮に、この勸奨に対して、申立人が第1号被保険者資格の取得手続を行うことで、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、平成14年4月から保険料の収納事務は国に一元化されており、区役

所窓口で納付したとする陳述とは符合しない上、一元化以降は、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁（当時）への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで

国民年金の加入手続については、40年以上も前のことなのではっきりとは分からないが、父はきちんとした性格だったので、昭和43年11月に加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、父に全て任せていたのではっきりしたことは分からないが、父が納付してくれたはずである。

父は、きちんとした性格だったので、国民年金保険料についても定期的に納付していたはずであり、後でまとめて納付するようなことはなかったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月以降、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとするのみであり、加入時期及び保険料納付に係る具体的な陳述は無く、申立期間の保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和47年3月27日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、43年11月から44年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、45年1月から46年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、その父親は保険料を定期的にきちんとなし納付していたはずなので、後でまとめて納付するようなことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、加入手続及び保険料納付を担っていたとしている申立人の父親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から 41 年 2 月 7 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している同被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 13 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 20 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 16 人見られ、そのうち 12 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、前述の 12 人のうち 1 人は、「A社退社時に、上司から脱退手当金について説明を受け、会社が手続して脱退手当金を受領した。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に

計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年6月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和61年10月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の申立期間当時の取締役の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の取締役は、「申立人は、入社当初はアルバイトとして勤務しており、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

また、前述の取締役は、「入社後、しばらくして申立人から別居している実父に健康保険被保険者証が必要になり、社会保険の加入手続をしてほしいと依頼があったことから社会保険の加入手続をした。社会保険事務所（当時）への届出は、申立人自身が、書類を作成して提出した。」旨陳述しているところ、C社（A社の合併先であるB社が名称変更）保管の申立人に係る「健康保険被扶養者（異動）届」を見ると、申立人の被扶養者である父の欄には、「遠隔地」の押印が確認できる上、同被扶養者届及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得年月日は昭和63年3月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。さらに、申立人も、前述の「健康保険被扶養者（異動）届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」は自身が記入した書類であると

陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月から 21 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には平成 18 年 5 月にアルバイトとして採用され、21 年 9 月に正社員となったが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当初、正社員となった日になっていた。しかし、アルバイトの時も正社員と同様の勤務に従事していたことから、退職後に同社に資格取得日の訂正を申し出たところ、最終的に資格取得日が同年 1 月 1 日に訂正された。

申立期間もアルバイトではあったが、正社員と同じ勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、当初、平成 18 年 5 月から 21 年 9 月 21 日までの期間に係る記録の回復を求めていたが、このうち、同年 1 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間については、年金事務所の事業所調査等に基づき、事業所から資格取得の訂正届等が提出されて、厚生年金保険法に基づく記録の訂正が既に行われている。

一方、当委員会に対する申立期間は、平成 18 年 5 月から 21 年 1 月 1 日までの期間であるが、当該期間のあっせんの根拠となる法律は、本件申立日(平成 23 年 2 月 28 日。総務大臣に対する年金記録に関する確認申立書の年金事務所における受付日)において当該期間の保険料徴収権が時効により消滅していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)が適用される。

したがって、当委員会では、本件について、厚生年金特例法に基づき、記

録訂正が認められるか否かを判断することとなるが、同法第1条の規定により、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付する義務を履行したことが明らかでないとき、当委員会が認めた場合に記録の訂正が行われることとされている。

2 A社提出の給与支払明細書及びタイムカードの記録から、申立人は、申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の社会保険担当者は、「申立人は、平成21年9月21日付けでアルバイトから正社員に登用されたので、その時から厚生年金保険に加入させた。厚生年金保険に加入させる前に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述しているところ、同社提出の給与支払明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人も、「平成21年9月に正社員になった。同年9月以前は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人が記憶している申立期間当時の元同僚の氏名がA社において確認できないところ、同社の別の担当者は、「当該同僚は、在職中はアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険には加入していなかった。他のアルバイトも同様であった。」旨陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしもアルバイトの従業員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月頃から 37 年 12 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社で勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員の一人は、「手取額が多い方がよいとして、厚生年金保険に加入せず勤務していた者がいた。」と陳述している上、同名簿を見ると、申立期間中の昭和35年12月13日付けで、15人の被保険者資格の取得日が訂正され、同年12月20日付けで6人が同年8月29日から同年9月23日までの間に遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月21日以降は、申立期間の次に勤務したB社での加入記録が確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年12月1日から36年3月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月1日から37年8月31日頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月1日から36年3月1日まで
② 昭和36年3月1日から37年8月31日頃まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①については、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、同社で勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、昭和37年8月31日頃まで、B職として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和36年10月4日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済36.10.4」の記載が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後も、約1か月程度A社で事務引き継ぎのため勤務していたことが推認できる。

しかし、A社保管の失業保険被保険者離職証明書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の離職日が昭和36年2月28日、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の資格喪失日が同年3月1日と記載されており、オンライン記録と符合又は一致している。

また、A社の事業主は、「当社では、申立期間当時、社会保険料は、従業員負担分も含めて全額を会社が負担していた。」としており、申立期間当時に被保険者記録のある複数の同僚も、「会社が、社会保険料を全額負担していた。」と陳述している。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人が、退職時に在籍していたとする同僚の一人は、申立人が退職日であるとする昭和37年8月31日頃の約1年前に資格を喪失しており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月19日から37年5月1日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求したこと、及び受給したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記載されたページの前後10ページに記載された女性のうち、同社で2年以上の被保険者期間があり、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に資格を喪失した13人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は、申立人を含め11人見られ、喪失日から6か月以内に支給決定されている者は9人となっていることから、当該事業所では事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 26 日から同年 11 月 2 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。
しかしながら、申立期間当時、A社で被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和 31 年 6 月頃、A社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社から約 4 か月後の同年 11 月 1 日である。当時、同社では、入社して数か月の見習期間があり、見習期間経過後に正社員として被保険者資格を取得したと思う。」と陳述している上、申立人自身も「A社では、入社後、一定の見習期間があったように思う。」としている。

また、申立人は、「私は、『B職』としてA社で勤務していた。当時、従業員数は、約 15 人ぐらいであったように思う。」と陳述しているところ、前述の同僚は、「『B職』及び『C職』と呼ばれる臨時雇いの者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述していること、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が入社したと主張する昭和 34 年 7 月の被保険者数は 4 人であることが確認できることなどから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

なお、オンライン記録において、申立期間当時、申立事業所と名称が同じD

社（現在は、E社）が確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年4月19日まで
② 平成2年10月1日から5年1月11日まで

私は、申立期間①において、A社の代表者として、月額32万円の報酬を受け取っており、途中で報酬を下げたことはなかった。

また、申立期間②は、B社（現在は、C社）において、月額41万円の給与を受け取っており、在職中に給与が下がったことはなかった。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、A社の社会保険事務を受託していた税理士の所在は不明であることから、申立期間における標準報酬月額に係る届出及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が有る同僚のうち、唯一所在が確認できた者に対して事情照会したものの、同社における標準報酬月額に係る届出及び保険料控除の状況について具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、当該同僚及び申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、上記の同僚及び申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持して

おらず、このほか、申立期間①において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務した期間のうち、平成2年10月1日から5年1月11日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、B社は、申立期間②のほぼ全期間における給与台帳を提出しているところ、申立人の当該期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれの月もオンライン記録と一致、又はオンライン記録を下回っていることが確認できる。

また、B社の保管する「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」を見ると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚のうち、連絡先の判明した同僚18人に対して、同社における標準報酬月額に係る届出状況及び保険料控除について事情照会し、5人から回答が得られたものの、事実と反して報酬月額が低く届けられていると回答した者は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、上記回答の得られた同僚及び申立人からは、申立期間に係る給与明細書等の提出はなく、このほか、申立期間②において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 11 日から 42 年 2 月 1 日まで
日本年金機構からの「脱退手当金に関するお知らせ」により、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和43年2月28日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の後に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、申立人が、未請求となっている被保険者期間について、「厚生年金保険に加入していたことは、年金裁定請求時まで知らなかった。」としていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。同社にはB建物にあったC事業所で約3か月、その後はD事業所で勤務し、昭和25年6月に退職するまで、合計約1年間は働いた。

申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年4月から25年6月までの1年余りの期間に各事業所で勤務したのに、A社での厚生年金保険の加入記録は、24年4月から同年6月までの3か月しかなく、申立期間の記録が無いと申し立てている。

しかし、申立人は、同一事業主の経営する事業所で勤務していた申立人の兄について、自身より数か月後で退職したとしているところ、同人は、A社において、申立人の資格喪失日から約4か月後の昭和24年11月8日に資格を喪失していることが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録で確認できる。

また、当該被保険者名簿において、申立人及びその兄を含む健康保険の番号が1番から100番までの被保険者のうち、連絡先の判明した12人に照会し、6人から回答を得たところ、そのうち2人は、「申立人は、昭和23年ないし24年頃に、B建物にあったC事業所で働いていた。」、「私は昭和23年の春にB建物にあったC事業所に異動したが、その2か月ないし3か月後に申立人が入社してきた。」と、それぞれ陳述しており、申立人が、昭和23年頃から申立ての事業所で勤務していたことがうかがえる。

さらに、申立人及び元従業員の一人は、「申立ての事業所では、16歳以上

の者でなければ勤務できなかつた。」と陳述しているところ、申立人の戸籍で確認できる生年月日は「昭和8年*月*日」であり、申立人は16歳になる昭和24年*月までは申立ての事業所では勤務できないことになるが、同年4月1日に資格を取得している。これについて、前述の被保険者名簿等における申立人の生年月日を見ると、戸籍とは異なる「昭和7年*月*日」と記録されており、これに従えば、申立人は、16歳になる23年*月から申立ての事業所で勤務が可能であり、申立人が資格を喪失している24年7月1日まで勤務したとすれば、申立内容の「約1年間の勤務」にも符合する。

加えて、進駐軍従業員については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局から各都道府県知事あて通知）において、「おおむね昭和24年1月1日を期して被保険者資格を取得させるよう措置されたい。」とされており、A社は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は、同日より前の期間に同事業所において厚生年金保険に加入することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 15 日から同年 7 月 30 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。その前に勤務していたB社での加入記録が、申立期間途中の昭和 58 年 5 月 8 日まで有るが、申立期間と重なっている期間は、同社での有給休暇を消化していた期間であり、A社には同年 4 月から勤務していた。

A社から交付された昭和 58 年 4 月分の給料支払明細書で、厚生年金保険料 1 万 9,080 円が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が同社の所在地であるとする住所地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の名字を挙げているものの、その連絡先は不明であるため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、A社の前に勤務したとするB社において昭和 58 年 5 月 7 日に雇用保険の被保険者資格を喪失した後、申立期間と重複する同年 5 月 18 日から同年 7 月 15 日までの期間に、失業給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

なお、申立人は、A社から交付されたとする昭和 58 年 4 月分の給料支払明

細書を提出し、厚生年金保険料1万9,080円が控除されていると主張しているが、当該明細書には交付した事業所の名称が記載されておらず、また、i) 当該明細書に雇用保険料の控除額が記載されているところ、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない一方で、B社における雇用保険の加入記録は確認できること、ii) 当該明細書に記載の厚生年金保険料控除額は、申立人の同社における被保険者資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していること、iii) 当該明細書に市町村民税の控除額が記載されているところ、同年4月分の市町村民税は、一般的に、前年度から勤務していた事業所において控除されるものであることから、当該明細書は、同社が同年4月分として申立人に交付した給料支払明細書であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年5月1日から7年8月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年8月26日から同年10月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から7年8月26日まで
② 平成7年8月26日から同年10月21日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。当時の給与額は30万円以上であったので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社には、平成7年10月20日まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は同年8月26日までとされている。申立期間②も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、給与額は30万円以上であったのに、標準報酬月額がそれよりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、保険料控除の状況等は一切不明である。」としている。

また、オンライン記録によると、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している者は、事業主と申立人を除き40人であるところ、当該40人の当時の標準報酬月額を見ても、申立人が主張する30万円を超える者はおらず、いずれの者も申立人とほぼ同程度の額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

さらに、上記40人のうち、連絡先の判明した30人に照会し4人から回答を

得たが、給与明細書など当時の保険料控除額を確認できる資料を保管している者はいなかった。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立人の資格喪失日と同日の平成7年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、9年9月1日に再度適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間当時から現在まで、継続して事業活動を行っているが、申立期間当時、一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続きをした。適用事業所ではなかった期間の保険料控除については、資料が無いので不明である。」としている。

さらに、申立人と同じく、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失している元従業員に照会したところ、元従業員の一人は、「A社に勤務していた時に、厚生年金保険に加入していない期間があったが、その期間の給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述しているほか、申立期間に保険料が控除されていたとする者はいなかった。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失し、その後、同社が再度適用事業所となった日に被保険者資格を再取得している者について、オンライン記録を見ると、多数の者が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間の標準報酬月額は、前後の期間の標準報酬月額の約3分の2になっているが、給与額及び保険料控除額が下がったことはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管していないので、申立人の申立期間における保険料控除額については不明である。」としている。

また、申立人は給与明細書など申立期間当時の保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立期間にA社で厚生年金保険に加入している複数の元従業員にも照会したが、給与明細書等を保管している者はいないため、同社における申立期間当時の保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、B厚生年金基金で記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年3月から56年3月3日までの期間及び61年12月31日から63年3月20日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和63年3月20日から平成3年4月までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から56年3月3日まで
② 昭和61年12月31日から63年3月20日まで
③ 昭和63年3月20日から同年7月1日まで
④ 昭和63年7月1日から平成3年4月まで

A社を退職した直後の昭和55年3月に、B社に入社し、途中で会社名がC社に変わったものの、両社を通じて、平成3年4月まで継続して勤務した。

しかし、日本年金機構の記録では、厚生年金保険の加入記録は、B社における昭和56年3月3日から61年12月31日までの期間のみとなっている。

申立期間①、②及び③はB社において、申立期間④はC社において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間もB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和63年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間にB社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間の前に勤務したA社を退職後、申立期間と重複する昭和55年4月17日から56年2月10

日までの期間に失業給付（基本手当）を受給しており、当該給付が終了した翌月の同年3月3日に、B社において雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もB社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、前述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、全国健康保険協会D支部の記録によると、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の昭和61年12月31日付けで、健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、申立期間を含む63年12月31日まで任意継続被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④について、複数の同僚の陳述及び申立人提出の昭和63年12月9日付けの賞与支給明細書から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当てもB社又はC社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時は、厚生年金保険法において、被保険者となり得るのは65歳未満の者と規定されていたところ、申立人は、申立期間において既に65歳に達していることから、制度上、厚生年金保険被保険者となることができない（申立人は、昭和58年10月に老齢年金の受給権を取得していることから、高齢任意加入被保険者となることもできない。）。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間と重複する昭和63年3月31日から同年11月25日までの期間に失業給付（基本手当）を受給している。

さらに、申立人は、前述のとおり、申立期間のうち、昭和63年12月31日まで健康保険の任意継続被保険者となっている上、それ以後の申立期間は国民健康保険の被保険者となっていることがE市の記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 8 月 10 日まで
② 昭和 31 年 9 月 5 日から 33 年 12 月 8 日まで

私がA社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は脱退手当金を請求及び受給をした記憶がなく、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計7ページに記載された女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年12月8日の前後約2年以内に受給要件を満たし資格を喪失した20人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含む10人に支給記録があり、そのうち6人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、元総務経理事務担当者は、「退職時に脱退手当金の説明を行い、受給を希望する者から申出があれば、会社が代理で請求を行っていた。」旨陳述しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和34年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 17 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社（現在は、B社）における加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はあるが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は結婚を契機に退職したとするA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和45年12月16日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の退職時に自ら脱退手当金の請求を行ったことを記憶していると陳述しているところ、同社は退職者に係る脱退手当金の代理請求は行わなかったと回答しており、また、同社を支給対象最終事業所とする脱退手当金の支給記録がある当時の同僚が「会社からの説明を受けて自ら脱退手当金の請求を行い、同手当金を受給した。」としていることから、これらの者の陳述は符合する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和45年7月17日の前後2年に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性従業員のうち、支給記録が確認できる申立人を含む6人について、当該6人全員の同被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金支給済」のスタンプが押されており、いずれも脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても「脱退手当金を受給した記憶はない。」とい

う陳述のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について、日本年金機構に照会したところ、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、支給日の約2か月前である昭和36年6月23日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録について、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 36. 6. 23」の記載が確認できる。

また、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年8月22日に支給されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年4月20日の前後約3年以内に、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員14人の支給状況を調査したところ、申立人を含む10人に支給記録があり、10人全員が資格喪失日から6か月以内に支給されているとともに、そのうちの2人は同じ支給日であることを踏まえると、申立人に係る脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人の欄に、支給日の約3か月前の昭和36年5月に、申立人の戸籍上の名前への訂正（「B」から「C」へ）が行われたことを示す「氏名訂正」の押印と「36.5」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致しており、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで
③ 平成 11 年 1 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているとの回答を受けた。同社では、日給月給制の契約社員として勤務しており、毎月の給与支給額に変動はあったものの、実際に受け取っていた給与支給額と比べて大幅に相違しているため、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 8 年 8 月 15 日付けで 7 年 9 月は従前の 36 万円から 20 万円に、同年 10 月から 8 年 9 月までは従前の 26 万円から 20 万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社提出の平成 7 年 10 月 1 日の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び 8 年 9 月 1 日の随時改定における被保険者標準報酬改定通知書により、申立人の標準報酬月額は、7 年 9 月は従前の 36 万円から 20 万円に、同年 10 月から 8 年 9 月までは従前の 26 万円から 20 万円に、遡って減額訂正されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。同社は、「契約社員は日給月給制で、各月ごとの勤務日数により報酬月額が大きく変動しており、随時改定に係る事務手続きが煩雑であったことから、経理事務の合理化を図るべく、平成 7 年以降は、申立人を含む契約社員の報酬月額について、一律に 20 万円として届出を行ったつもりであったため、給与からは 20 万円に見合う保険料しか控除していなかった。しかし、

申立人の標準報酬月額が 26 万円のみであることが分かったので、同年の定時決定により、従前の 36 万円から 26 万円に引き下げ、8 年の随時改定により、26 万円から 20 万円に遡って訂正する届出を行ったことをはっきりと記憶している。」と陳述している。

また、A 社において申立期間当時に被保険者記録の有る従業員のうち、事業主が「申立期間当時、申立人と同じ契約社員であった。」とし、同社が社会保険事務の合理化を図ったとする平成 7 年に被保険者資格を取得している契約社員のオンライン記録を見ると、資格取得時における標準報酬月額は、20 万円となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、A 社提出の平成 8 年から 10 年までの定時決定における被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、全て 20 万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、A 社は、申立期間の保険料控除について、「平成 10 年以前の給与台帳は保管していないが、申立人については、社会保険事務所の記録どおり 20 万円の標準報酬月額に相当する保険料を控除しており、これを超える保険料は控除していない。」と陳述している。

さらに、申立期間に被保険者記録の有る従業員 8 人全員に事情照会を行ったところ、唯一、回答のあった従業員は、平成 8 年 2 月以降、A 社の事務担当者であり、「申立人が日給月給の社員として勤務していた記憶はあるが、保険料控除に係る記憶まではない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、A 社提出の平成 11 年 1 月から同年 10 月までの給与台帳によると、当該期間に係る保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、申立期間のうち、同年 1 月から同年 9 月までは、オンライン記録における標準報酬月額と一致する 20 万円であり、同年 10 月は、オンライン記録よりも低い 9 万 2,000 円であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月 11 日から 52 年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 49 年 11 月から 59 年 8 月まで A 社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務した期間のうち、申立期間を除く期間については、同社の関連会社等で厚生年金保険に加入したり、自身で第 4 種被保険者となったり、未加入であったことを記憶しているが、申立期間については、同社は、私を厚生年金保険に加入させるべき期間であったと認識している。

また、私は、A 社に勤務した全期間にわたって給与の支払を受けておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が記憶している元従業員の陳述及び雇用保険の加入記録から、申立人が勤務していた事業所及び勤務期間までは不明であるものの、申立人が A 社及びその関連会社に係る業務に何らかの形態で携わっていたことが推認できる。

しかし、申立人は、A 社における職務内容について、「F 業務を行っており、これらの業務に係る手数料として、毎月 3 万円ないし 4 万円を受け取っていたが、給与は支給されていなかった。」と陳述しているところ、申立人は、申立期間①前に勤務していたとする B 社において G 業務に携わっていた時から自身の肩書を「H 職」であるとしており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事務担当者の欄には、「H 職 I 氏」の記載が確認できるほか、上

述の元従業員は、「申立人は、専門的な業務に携わっていたので、正社員だったかどうか分からない。」と陳述している上、申立人は、A社の複数の関連会社（C社、D社及びE社）の取締役又は監査役となっていることがこれらの商業登記により確認できること等を総合的に判断すると、申立人は、A社において、正社員として勤務していたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社は平成5年2月21日に適用事業所ではなくなっており、申立人が同組合において社会保険事務を行っていたとする事業主は既に亡くなっていることから、当時の状況について事情照会を行うことができない上、同社の現在の代表に照会を行ったが、回答を得ることができず、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「手数料から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と陳述している上、上述の元従業員は、申立人の申立期間における保険料控除までは分からないとしていることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る9人のうち、所在が判明した1人に照会を行ったところ、回答はあったものの、申立人の申立期間における保険料控除については、分からないとしている。

加えて、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和51年4月から52年9月までの期間は、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

また、上述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はうかがえない上、このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12296 (事案 9480 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月頃から31年8月頃まで

前回、申立期間に、A市に所在するB社の奥の部屋で、家族5人が住み込み、私はC業務従事者として勤務しており、事業主は私と同年齢で、子供も同地区のD小学校に通わせていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

しかし、i) A市には、申立事業所であるB社と同業種で類似名称のF社が存在するものの、同事業所は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は93歳と高齢であり、同事業所に係る資料は一切保存しておらず、また、申立人を始め住み込みの家族に係る記憶等もないこと、ii) 所在の判明した4人の同僚に照会し、3人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はいないこと、iii) このほか、勤務実態及び保険料控除が推認できる周辺事情等が見当たらないことなどを理由として、記録の訂正は認められない旨の通知を受けた。

今回、F社に勤務中の慰安旅行の時の写真が見つかった。また、同社に転職した時に、私の子は、引っ越しに伴いD小学校に転入したので、同校の在籍記録及び住所地の記録を調査して私の在職状況を確認し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てにおいて、申立人は、申立期間においてA市に所在したB社に住み込みで勤務していたと申し立てていることから、類似名称を含む適用事業所の検索を行い、A市に所在したB社及びA市に所在した同業種で類似名称のF社について調査した。

しかしながら、i) A市に所在したB社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、事業所所在地(A市)は、申立人の子供が通学していたとするD小学校の校区でもないこと、ii)同事業所の事業主は明治34年生まれであり、申立人の「事業主は、自身と同年齢であった。」との陳述と符合しないほか、所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできないこと、iii)同事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、同事業所が適用事業所であった昭和26年当時に、被保険者記録の有る4人を抽出し、所在の判明した2人に照会したところ、1人から回答を得られたものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

一方、i) A市に所在したF社の事業主は、大正6年生まれで、「事業主は、自身と同年齢であった。」とする申立人の陳述と符合しているものの、同事業所は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、同事業所に係る資料は一切保存しておらず、また、申立人を始め住み込みの家族に係る記憶等もないとしていることなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできないこと、ii)同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者資格の有る9人を抽出し、所在の判明した4人に照会したところ、3人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、「申立期間においては、F社に勤務した。勤務当時の私と事業主及び同僚と一緒に写っている慰安旅行の写真が見つかった。」と申し立てていることから、当該写真の写しをF社の事業主及び同僚のうち、連絡先の判明した4人に送付して照会し、事業主を含む3人から回答を得たところ、回答の有った同僚2人が、写真に写っている事業主について、「はっきりとは判断できないが、事業主かもしれない。」旨陳述している。

また、申立人は「昭和26年頃からF社の奥の部屋に住み込み、28年頃に別の住所地に引っ越しした。」旨陳述しているところ、上記の同僚2人が、「中学を卒業してすぐの昭和29年3月から、奥の部屋が空いていたので住み込みで勤務した。」旨陳述している等、勤務時期及び期間について申立期間とは符合しないものの、申立人の陳述内容は具体的で当時の状況と符合していることから、期間は特定できないものの、F社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、事業主からは、「高齢の為、当時の具体的なことは分からない。送られてきた写真についても、記憶力及び視力も衰えており見ても判

断できない。」旨の回答が有り、上記回答の有った同僚2人も、申立人についての記憶はなく、当該写真の撮影時期及びF社の慰安旅行時に写した物であることを確認できる陳述は得られない。

また、申立人は、「F社への入社時には、子が小学校3年生ぐらいでD小学校へ転校させた。5年生頃に別の住所地に引っ越しした。」旨陳述しているところ、当該子供が小学校3年生になるのは昭和26年4月であり、申立期間と陳述内容は符合していない。

さらに、事情照会に回答の有った昭和29年3月にF社へ入社したと陳述する上記の同僚二人には、申立人についての記憶はないことから、申立人が申立期間に勤務したとは考え難く、申立期間前の申立人の厚生年金保険の未加入期間である26年1月1日から29年9月1日までの期間のうちの一部期間について勤務したことが考えられるところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、28年11月1日であり、申立人が入社したと考えられる26年当時は、同事業所は適用事業所にはなっていない。

加えて、申立期間当時の申立人の住所地について調査したが、保存期間経過後のため確認できない上、申立人の子がF社への入社時に転校したとするD小学校に同氏の在籍記録を照会したが「申立人の子に係る在籍記録は、保存期間経過後のため確認できない。」旨の回答があった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12297 (事案 3931 及び 7540 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月23日から30年7月15日まで
② 昭和32年3月19日から同年6月1日まで
③ 昭和32年8月20日から同年11月1日まで
④ 昭和33年8月1日から同年12月9日まで
⑤ 昭和34年4月27日から同年6月3日まで
⑥ 昭和35年2月12日から37年8月4日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、申立期間当時、転職する際には、次の勤務先を決めてから退職していたので、厚生年金保険の加入期間に空白が生じることはあり得ず、次のとおり、勤務していたはずである。

申立期間①は、A社に勤務していた。

申立期間②は、A社又はB社（現在は、C社）に勤務していた。

申立期間③は、B社又はD社に勤務していた。

申立期間④は、D社又はE社に勤務していた。

申立期間⑤は、F社又はG社に勤務していた。

申立期間⑥は、G社又はH社に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、前回の申立て（申立期間は、昭和29年2月から同年4月まで）において、K社に特別に見習期間無しで入社し、入社後すぐに厚生年金保険に加入したと申し立てていたところ、当該期間の勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月17日及び

22年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の承継先であるI社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち144人を抽出し、連絡先の判明した53人に照会し31人から回答を得たが、同社において昭和30年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している1人が、「申立人は、私が入社した後に中途採用で入社したと思う。」と陳述している上、当該回答が有った元従業員のうち、同社において申立期間に資格を喪失し、申立人と加入記録の重なっていない6人の中に申立人を記憶している者はいない。

さらに、上述の回答が有った元従業員のうち3人は、「入社後3か月程度の見習期間があり、その期間は厚生年金保険に未加入であった。」旨陳述している。

2 申立期間②について、申立人は、A社又はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の承継先であるI社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち52人を抽出し、連絡先の判明した16人に照会し8人から回答を得たものの、申立人を知っているとし、申立人と加入記録の重なっている4人は申立人の退職時期については詳細に記憶しておらず、残りの4人は申立人を覚えていないため、これらの者から申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

一方、B社については、C社から提出された申立人に係る労働者名簿から、申立期間②のうち、昭和32年4月25日から同年6月1日までの期間について、申立人は、B社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社から提出された申立期間前後に入社した26人に係る労働者名簿におけるB社の入社日と、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日を比較すると、資格取得日より1か月ないし3か月程度前に入社している者が23人確認できることから、申立期間②当時の同事業所は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C社は、「申立人に係る資料で残っているのは労働者名簿のみであ

り、申立期間に係る保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員 29 人のうち、連絡先の判明した 10 人に照会し 6 人から回答を得たものの、申立人を覚えている者はおらず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、B社又はD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社から提出された申立人に係る労働者名簿を見ると、退職日は昭和 32 年 8 月 19 日と記載されており、オンライン記録と符合している。

また、B社に係る前述の被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員 29 人のうち、連絡先の判明した 10 人に照会し 6 人から回答を得たものの、申立人を覚えている者はおらず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

一方、D社について、同社は既に解散している上、解散時の代表取締役ほか、役員との連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち 31 人を抽出し、連絡先の判明した 13 人に照会し 8 人から回答を得たものの、申立人の勤務等に係る確からしい陳述が得られず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

- 4 申立期間④について、申立人は、D社又はE社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は申立人が同社で資格を喪失した日の 19 日後の昭和 33 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 8 月 21 日から同年 12 月 9 日までの期間については適用事業所ではない。

また、申立期間に資格を喪失している元従業員 39 人のうち、連絡先の判明した 14 人に照会し 9 人から回答を得たが、そのうち 6 人は、「昭和 33 年 8 月頃に、D社は倒産した。」旨陳述している上、そのうち申立人を知っているとし、申立人と同日に資格を喪失している 3 人は、「申立人も自身と同時期に退職した。」旨陳述している。

さらに、D社は既に解散している上、解散時の代表取締役等、役員との連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、D社に係る前述の被保険者名簿を見ると、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭和 33 年 8 月 20 日に資格を喪失した者については、同年 10 月に標準報酬月額が記録されている一方、申立人を含め同年 8 月 1 日に資格を喪失している者については、同年 10 月に標準報酬月額が

記録されていないことが確認でき、申立期間当時の同社において、同年8月1日に資格を喪失した者については、算定基礎届を提出する時点において、被保険者としての取扱いを受けていなかったものと考えるのが自然である。

一方、E社については、同社から提出された「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人の資格取得日及び資格喪失日がオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち25人を抽出し、連絡先の判明した13人に照会し8人から回答を得たものの、申立人を覚えている者はおらず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

5 申立期間⑤について、申立人は、F社又はG社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社は既に解散しており、申立期間当時及び解散時の代表取締役は死亡している上、その他役員の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、F社の関連事業所と考えられるJ社に対して照会したものの、「F社が解散した際に、同社の従業員が当社に引き取られたと聞いているが、当社とF社は法人としては別であり、同社に係る資料は全く残っておらず、当時のことを知る者もないため、当時のことは分からない。」旨回答している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち42人を抽出し、連絡先の判明した21人に照会し5人から回答を得たが、そのうち4人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶しており、昭和34年5月28日に資格を喪失している元従業員は、「申立人は私より早く退職したと思う。」旨陳述している。

一方、G社については、同社に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、当時を知る者もないため、申立人の勤務実態及び保険料控除等の状況は全て不明である。」旨回答している。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち37人を抽出し、連絡先の判明した5人に照会したものの、回答を得られなかったため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

6 申立期間⑥について、申立人は、G社又はH社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社は、「当時の資料は残っておらず、当時を知る者もないため、申立人の勤務実態及び保険料控除等の状況は全て不明である。」旨回答している。

また、G社に係る前述の被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員のうち180人を抽出し、連絡先の判明した52人に照会し29人から回答を得たものの、申立人の勤務等に係る確からしい陳述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

一方、H社については、L社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員15人のうち、連絡先の判明した6人に対して照会し3人から回答を得たものの、申立人の勤務等に係る確からしい陳述が得られず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

7 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和 49 年 1 月 1 日に同社に入社し、B職として 52 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者としての記録が有る者 33 人を抽出し、所在の判明した 18 人に事情照会したところ、13 人から回答が得られ、そのうち 7 人は申立人が同社に在職していたことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 7 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び社会保険事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚として二人の氏名を挙げているところ、同社に係る前述の被保険者名簿を見ると、二人の氏名は確認できるものの、一人は既に死亡しており、もう一人は所在不明となっており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記の事情照会で回答の有った 13 人のうちの 1 人は、「申立人を記憶している。申立人が『給料の手取りが少なくなるので、厚生年金保険には加入していない。』と言っていたのを聞いているので、申立人は厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」旨陳述している上、ほかの 2 人は、「申立人に

ついて定かな記憶はない。しかし、厚生年金保険に加入しない人はいたと聞いている。」旨陳述している。

加えて、上記の被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 11 日から平成元年 3 月 15 日まで
「ねんきん定期便」の記録を見ると、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が 11 万 8,000 円から 17 万円までとなっている。
しかし、A社へは月額 25 万円の給与の約束でB業務従事者として入社し、退職まで大きく給与額が変わることはなかったため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した昭和 61 年 10 月 11 日から平成元年 3 月 15 日までの標準報酬月額（11 万 8,000 円から 17 万円まで）が、当時に受け取っていた報酬額（25 万円）より低額であると申し立てている。

しかしながら、A社は既に破産しており、事業主も所在不明のため、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認することはできない上、同社の破産管財人も、「申立期間当時の資料は残っていない。」旨回答している。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時に記録の有る 19 人を抽出し、所在の判明した 14 人に照会し、4 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間当時の給与支給額及び保険料控除額について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録では、標準報酬月額が遡って訂正された等の事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月10日から29年7月1日まで

私は、昭和28年11月1日から29年6月30日まで、A社に勤務していた。しかし、年金事務所の記録では、28年12月10日から29年7月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年11月1日にA社に入社し、29年6月30日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「関連資料が残っておらず、当時のことが分かる者もないため、申立人の申立期間における在籍、保険料控除及び雇用形態等については不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社と一緒に入社したとして同僚二人の名前を記憶しているところ、そのうちの一人は、申立人を記憶しているものの、「申立人の勤務期間については覚えていない。」旨陳述している上、両人のオンライン記録を見ると、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録の有る同僚38人のうち、所在の判明した5人に事情を照会したところ、4人から回答が有り、そのうち、1人の同僚は申立人を記憶しているものの、「申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 26 日から 51 年 4 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社における資格喪失日が昭和 50 年 10 月 26 日であるとの回答であった。
しかし、私はA社に昭和 51 年 4 月頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時に被保険者記録の有る者は、事業主を含め3人であるところ、いずれも死亡しているか所在不明のため照会できず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、A社に係る申立人の前述の被保険者原票には、健康保険被保険者証を昭和 50 年 11 月 1 日に返納したことを示す記載が有り、同原票の記載に不自然な点も見られない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 24 日から 38 年 5 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 8 月 24 日から 40 年 11 月 2 日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、当時、A社に正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚一人が、「中学校を卒業した昭和 37 年 4 月にA社に入社したが、その時、既に申立人がB職として勤務していた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立期間のうち一部の期間について、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる別の同僚は、「申立人と一緒に勤務していたが、厚生年金保険への加入については、本人の希望により行われていた。」旨陳述している上、申立人が申立期間に一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者の中には、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいること等から、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「申立期間は先々代社長の頃のことで、当時の資料等はなく、また、当時を詳しく知る者が現在いないため、当時の状況は分からない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月 1 日から 58 年 8 月 30 日まで
② 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間(申立期間①及び②)の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。

私は、申立期間当時、A 社において、歩合給制の B 業務従事者として勤務し、平均すると毎月 35 万円ないし 40 万円程度の賃金を受け取っていた記憶があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間①又は②の当時、申立人と同職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

また、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳は残存していないが、厚生年金保険料については、社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」旨回答しているところ、申立人が自身と同程度の業績を上げていた同僚として名前を挙げた者は、「A 社の賃金は歩合給制であり、賃金額は毎月変動していた。当時、実際の給料額より低額の標準報酬月額が届けられ、その額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、標準報酬月額の記録については納得している。」旨陳述している。

さらに、A 社に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録に不自然さはなく、標準報酬月額を遡及して訂正した等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から23年7月31日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月31日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から23年7月31日まで
② 昭和23年7月31日から同年9月1日まで

私は、昭和21年5月1日から23年8月31日までの期間について、A社B営業所（現在は、C社）で勤務したが、年金記録では、当該期間のうち、申立期間①は脱退手当金が支給済みとなっており、申立期間②は厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、申立期間①については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給しておらず、申立期間②については、勤務していたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社B営業所を退職する際には、同事業所に船員になる旨を申し出ていたとしているところ、当時は、厚生年金保険被保険者期間と船員保険被保険者期間を通算する厚生年金保険及び船員保険交渉法の制定前であ

り、厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有るA社D営業所に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、平成21年2月20日に記録統合されている状況がうかがえることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

申立期間②について、申立人は、申立期間当時の同僚3人の名前を記憶しているが、うち一人は既に亡くなっており、他の二人は所在不明であるため、これらの者から申立人の申立期間におけるA社B営業所での在籍状況等について確認することができない。

また、C社は、「申立期間当時の資料及び書類は残っていないため、申立人の在籍及び保険料控除について確認できない。」旨回答している。

さらに、申立人は、「A社B営業所を退職する際には、送別会をしてもらった。当日は、仕事はしておらず、昼頃から同僚に送別会をしてもらい、夕方にE港から父親が船長をしている船に乗ったことを覚えていることから、土曜日又は日曜日だったと思う。」旨陳述しているところ、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和23年7月31日は土曜日であることが確認できる。

加えて、申立人は、「送別会の日にE港から乗船後は、F地方からG地方及びH地方にあったI建物まで運搬をしたが、その途中で、J市にあったK社の本社に立ち寄った時に、父親が私の乗船等の手続をしたと思う。」と陳述していることから、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日からK社に係る船員保険被保険者の資格取得日までの期間が約1か月とされていることに不自然さはない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 33 年 9 月 26 日まで
年金事務所の記録では、私がA社（現在は、B社）に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性6人（申立人を含む）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めて5人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、連絡が取れた同僚の一人は、「退職時に事業所から、厚生年金保険を精算するかどうかの意思確認があり、私は、精算する方を選んで脱退手当金を受給した。」旨陳述している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 6 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているとの回答を受けたが、実際の報酬額より低く記録されている上、一部期間の標準報酬月額は、期間を遡って9万8,000円に減額訂正処理されているなど、申立期間に係る標準報酬月額の記録は不自然である。

なお、私は、申立期間においてA社の代表取締役であったが、パート事務員が社会保険関係の届出等の手続を全て行い、会社の実印も自由に使用していたため、私自身は前述の減額訂正には関与していない。

当時の報酬額を証明する書類は無いが、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年4月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年7月28日付けで、2年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されており、また、複数の元従業員の標準報酬月額についても、5年7月28日付け又は同年7月29日付けで、遡及減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社での標準報酬月額が遡及減額訂正されている前述の元従業員の一人が年金記録確認第三者委員会に対して年金記録の訂正を申し立てた際、当委員会事務室が元事業主である申立人から事情聴取を行ったところ、申立人は、「平成4年ないし5年頃の当社は、大変苦しい状況であり、社会保険事務所(当時)の所長に相談し、自身と妻の標準報酬月額を減額訂正する届出を行った。」

旨陳述している。

さらに、複数の元従業員は、「標準報酬月額の遡及減額訂正が行われた当時のA社の経営状況は良くなかった。また、事業主である申立人が会社印及び代表者印を管理しており、従業員が勝手に会社印等を使用することはできなかった。」旨回答していることから、申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成2年4月1日から5年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、前述の遡及訂正処理日（平成5年7月28日）以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、当該処理については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社は、平成6年9月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間において事業主であった申立人は、「申立期間当時の給与明細書及び賃金台帳等の関連資料を保存していない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年9月1日までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、前述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 28 日から 49 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたが、私は、昭和 49 年 11 月末日まで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の子は、「入院中の母親は、申立期間当時のことを記憶しておらず、当時の賃金台帳等の関連資料も見当たらない。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した5人に照会したものの、昭和 48 年から同社に勤務したとする者は、「申立人がA社に勤務していた記憶はない。」旨陳述しているほか、申立人のことを記憶する者は見当たらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚は、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できない上、同氏の所在は確認できないため、同氏からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認

認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。